

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議に基づく
政府における検討結果」に対する意見書

令和6年4月2日

公明党 皇室典範改正検討委員会

1. 基本的な考え方

安定的な皇位継承が確保されることは、国家の基本に関わることです。

現在の皇室は、天皇陛下、上皇陛下及び15方の皇族で構成されていますが、悠仁親王殿下以外の未婚の皇族は全員女性であり(5方)、現行制度のままでは、悠仁親王殿下が即位されたときに同世代以下の皇族がいなくなることが想定されます。

一方で、皇位継承の流れを不安定化させることはあってはなりません。悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、悠仁親王殿下のご年齢やご結婚をめぐる状況を踏まえ、引き続き議論を深めてゆくべきと考えます。

将来、安定的な皇位継承のあり方を検討するにあたっては、一定の皇族数がおられることが不可欠です。

また、皇族の方々は、憲法や皇室典範等で定められた役割を果たして頂かなければなりません(憲法第5条、同4条2項、皇室典範第17条、同28条、国事行為の臨時代行に関する法律第2条)。さらに、様々な公的活動を担われておられます。

将来の皇位継承後も、天皇を支える皇族がおられることが極めて重要といわなければなりません。

まずは、皇族数の確保を図ることが急がれる課題で、「喫緊に解決すべき課題」と「将来の議論に委ねるのが相応しい課題」とを立て分けて議論を進めるべきです。

制度の検討にあたっては、次の観点が重要であると考えます。

第一に、「国民の理解」を得られるものでなければなりません。

天皇の地位は「日本国民の総意に基く」もので(憲法第1条)、国民の代表機関である国会において国民の総意を見つけ出すという基本姿勢の下で、政党間の幅広い合意の取りまとめに臨むことが重要です。

第二に、「歴史と伝統の尊重」です。

わが国の皇位継承の歴史と伝統は重く、尊重されなければなりません。

第三に、当事者である「皇族の方々の思い」を踏まえなければなりません。

以下、政府の有識者会議の報告書にある二つの「皇族数確保の具体的方策」について、意見を述べます。

2. 内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする方策

現行の皇室典範第 12 条では、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」とあります。

しかしながら、明治時代の旧皇室典範が定められるまでは、女性皇族は皇族でない者と婚姻しても皇族の身分は保持されていました。

女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持されることとするのは、国民の理解も得られ、皇室の歴史とも整合的と考えられ、制度化を検討すべきです。

また、婚姻後の女性皇族の配偶者、子は、「皇族の身分を持たない」とするの
が、適切かと考えられます。

配偶者となる方の職業選択の自由等、一般国民として保障されてきた自由は保持されることが、女性皇族の方の婚姻の支障とならないのではないかと思います。

一方、現在の内親王殿下、女王殿下については、これまで現行制度の下で人生を歩んで来られたことに鑑み、経過措置として、皇族の身分を保持するか否かについて、一定の配慮をすべきではないかと思われま

なお、憲法第 24 条 1 項の「夫婦は同等の権利を有することを基本とする」との整合性を問う意見がありますが、婚姻及び家族と関係しない権利について配偶者との間で差異が生ずる状態となったとしても、その適用が問題となるものではないと考えられます（24/2/28 衆院予算委第一分科会・内閣法制局答弁）。

3. 養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする方策

現行の皇室典範第 9 条では、「天皇及び皇族は、養子をすることができない」とあります。

しかしながら、現在の少子化等の進展が続く中で、皇室を存続させるためには、皇族が養子を迎えることを可能とすべきと考えられます。

『その場合、皇族が男系による継承を積み重ねてきたことを踏まえると、養子となり皇族となる者も、皇統に属する男系の男子に該当する者に限る』とする有識者会議の報告は妥当と考えます。

いわゆる旧 11 宮家の方々は、現行憲法、皇室典範施行後 5 か月の間は皇族であったこと、また明治天皇、昭和天皇のご息女が嫁がれ、その子孫の方々も現在に至るまで天皇家と交流があることも考慮すると、これらの方々との養子縁組が認められるべきと思われます。

但し、養子縁組手続については、民法の特例法として、「皇室会議の議を経る」などの措置をとることが必要とすべきでしょう。

また、養子となって皇族となられた方は、これまで一般国民として生活をされてきたことを考えると、「皇位継承資格は持たない」とするのが適切と考えられます。

さらに、縁組後に養子と婚姻した妻は「皇族となる」とし、父が養子となった後に生まれた子は「皇族となる」とすることが考えられます。

また、皇位継承の流れを不安定化させないという観点からは、天皇陛下ご夫妻、上皇陛下ご夫妻及び皇嗣殿下ご夫妻は養子縁組できないとするのが適切かとも思われます。

なお、皇統に属する男系の男子に該当する者に限って養子縁組を認めることは、憲法第 14 条の「門地による差別」にならないかとの意見がありますが、そもそも、憲法第 2 条は同 14 条の特則であること等を踏まえると憲法の許容するところと考えられます（23/11/15、23/11/17 衆院内閣委・内閣法制局答弁）。

4. 将来の検討課題

前述のとおり、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承資格については、静かな環境の下で、引き続き議論を深めてゆくべきと考えます。

また、元女性皇族など、現在の皇族ではない方が皇室活動を支援される制度の創設や、皇室の方々が担う公務の負担軽減も検討課題と考えられます。